

「子ども・子育て支援新制度への移行に伴い新規に策定する条例(案)」意見募集結果

「子ども・子育て支援新制度への移行に伴い新規に策定する条例」の策定に向け、案に対する意見募集を行いました。結果は以下のとおりです。ご意見をお寄せいただきました皆さん、誠にありがとうございました。

1. 意見募集期間

平成26年10月21日(火)から平成26年11月10日(月)まで

2. ご意見の提出状況

意見提出者数 1名

延べ意見数 10件

3. 提出されたご意見と町の考え方

以下のとおり

提出されたご意見と町の考え方

No.	条例	条項	ご意見(一部要約)	対応(町の考え方)
1	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第10条	社会福祉施設等の例示が必要ではないでしょうか。	「他の社会福祉施設等」を「保育所、児童館等の他の社会福祉施設等」に改めます。
2	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第10条	「職員に兼ねることができる」は「職員が兼ねることができる」が正しい日本語ではないでしょうか。	「職員が兼ねることができる」に改めます。
3	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第14条第3項	「家庭的保育事業所等には～必要な管理を行わなければならない」は日本語として続き具合がおかしいと思います。単に「家庭的事業所等は」としたほうがいいのではないのでしょうか。	「家庭的事業所等は」に改めます。
4	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第15条第2項	不要な読点が多すぎるので読みにくいです。文章の流れを見て、必要のない読点を整理してはいかがでしょうか。	必要のない読点を整理します。

5	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第15条第5項	「食を営む力」とはなんのことでしょうか。あまりに漠然としていると思います。	「利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力」を「乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる食を営む力」に改めます。
6	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第43条第1号	「設置し及び管理する」は「設置し、及び管理する」あるいは「設置及び管理する」が法制技術上正しい使い方ではないでしょうか。	「設置及び管理する」に改めます。
7	川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)	第42条第2項	「(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」とありますが、同項にはこの部分にしか「居宅訪問型保育連携施設」という語句が出てこないの、不要だと思います。	削除します。
8	川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第10条第2項	「支援の単位」の意味がわかりません。定義づけあるいはかっこ内での説明が必要だと思います。	同条第4項の支援の単位の定義づけを、同条第3項へ改めます。
9	川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	第16条第2項	第1項で守秘義務を課しているのですから、第2項は不要だと思いますがいかがでしょうか。	第2項を削除します。
10	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案) 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案) 川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	条例全般	「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は条文内に「市町村」とあるから、両条例は川辺町以外の市町村の施設を川辺町の子どもが利用することを想定し、「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は町内の施設のみを子どもが利用することを想定していると理解していいのでしょうか。	そのとおりです。